○学校法人金沢工業大学研究倫理規程

（平成 15 年４月１日施行）

（目的）

第１条　この規程は、学校法人金沢工業大学教職員（以下「教職員」という）が、工学技術に関する学理の追求と、その成果の活用にあたり、遵守すべき事柄を定めることにより、人類への貢献と社会的信頼の確保に努めることを目的とする。

（遵守事項）

第２条　前条の目的を達成するため、教職員は工学技術が社会に与える影響を十分認識したうえで、適用される法令とともに次の事項を遵守しなければならない。

１　人類と国際社会の安全、健康、福祉に貢献するよう行動する。

２　自らの自覚と責任において、学術の発展と文化の向上に寄与する。

３　他者の生命、財産、名誉、プライバシーなどを尊重する。

４　他者の知的所有権と知的成果を尊重する。

５　すべての人々の人権を尊重し、国籍、宗教、性別、障害、年齢などにとらわれない公平な関わりを順守する。

６　専門知識の維持・向上に努め、最善の業務遂行に尽力する。

７　技術開発が、公衆や環境に悪影響を及ぼす要因があると判断した場合、適時公表し、広く社会へ知らしめる。

８　技術上の主張や判断は、学理と事実とデータに基づき、誠実かつ公正に行う。

９　技術的討論の場においては、他者の意見や批判を尊重するとともに、誠実に応答する。

附　則

１　この規程は平成 15 年４月１日から施行する。